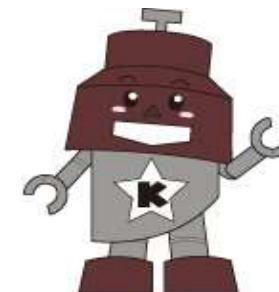


市民税・県民税税額決定・納税通知書の見方

1 ページ目

この通知書は、毎年6月上旬に納税義務者あてに送付します。納付書または口座振替で納付されるかたに通知する様式です。(市民税・県民税が公的年金から特別徴収(天引き)されるかたもこの様式となります。)

※市民税・県民税の徴収方法が特別徴収(給与天引き)のみのかたにこの通知は送付しません。「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方」をご覧ください。



きゅぼらん

1年間の税額と内訳です

- ◎給与特別徴収税額
年税額のうち、給与から天引きされる税額
- ◎公的年金特別徴収税額
年税額のうち、公的年金から天引きされる税額
※P2に詳細の記載があります
- ◎普通徴収税額
年税額のうち、納付書または口座振替にて納付する税額
- ◎年税額
1年間の市民税・県民税の総額

令和 年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書

通知書番号
宛名番号

あなたの税額を下記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

住所・氏名

埼玉県 川口市長 公印

次の金融機関口座から普通徴収分を振替させていただきます。

給与特別徴収税額	公的年金特別徴収税額(詳細は次頁)	普通徴収税額	年税額
円	円	円	円

	所得割	均等割
市民税	円	円
県民税	円	円
合計	円	円

普通徴収の方法により納める期及び納期限

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
税額	円	円	円	円
充当額	円	円	円	円
納付額	円	円	円	円
納期限				

左記の「納付額」をそれぞれ納期限までに納めてください。口座振替の登録をされているかたは、納期限の日に口座振替いたします。なお、全期前納をお申込のかたは、別途納税課より通知がありますのでご確認ください。

お電話でお問い合わせの際は通知書番号または宛名番号をお伝えください。

口座振替のかたは金融機関名と支店名が印字されます。(納付書は同封されません)

普通徴収税額を第1期～第4期に分割した金額と各期の納期限が表示されています。

市民税・県民税の所得割額と均等割額です。所得割額計と均等割額計を足したものが年税額です。

2 ページ目

公的年金から特別徴収（天引き）される市民税・県民税があるかたは 公的年金の種類と支払者および各徴収月の特別徴収税額が表示されます。

川口市から届いた「納税通知書」と年金機構等から届いた「年金振込通知」で、市民税・県民税額が違う場合があります。

市から日本年金機構等の年金保険者に公的年金からの特別徴収（天引き）の依頼を行ってから実際に公的年金から天引きされるまでに数か月かかります。そのため、公的年金からの特別徴収税額の変更等が年金振込通知に反映されていない場合があります。最新の決定税額は、川口市からお送りする納税通知書に記載されている税額です。

仮徴収税額と徴収月
前年度年税額の6分の1ずつが各月で徴収されます。

本徴収税額と徴収月
☆今年度から天引きが開始されるかた
年税額から年税額の2分の1相当額（納付書や口座振替で納付する税額）を差し引き、残りの税額を3分割した金額が各月で徴収されます。
☆前年から引き続き天引きとなるかた
年税額から仮徴収された額を差し引いた残りの税額を3分割した金額が各月で徴収されます。

来年度の仮徴収税額
今年度年税額の6分の1ずつが来年度の仮徴収税額です。

【今年度から天引きが開始されるかた】

公的年金等所得に係る年税額（以下「年税額」）の2分の1相当額を普通徴収（納付書や口座振替）で納付していただきます。残りの年税額を3分割した税額が10月、12月及び翌年2月の年金支給時に天引きされます。

【前年から引き続き天引きとなるかた】

前年から年金天引きが継続されるかたは、4月、6月及び8月の年金支給時に、前年度年税額の6分の1ずつ天引きされます（仮徴収）。その後年税額から仮徴収された額を差し引いた残りの年税額を3分割し、10月、12月及び翌年2月の年金支給時に天引きされます。

○公的年金からの特別徴収の方法によって納める額及び徴収月

徴収月						
特別徴収税額	円	円	円	円	円	円

徴収月			
特別徴収税額	円	円	円

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が上記の額を特別徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

支払者の名称	
支払者の法人番号	
公的年金の種類	

公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記の公的年金からその支払者が徴収します。

○公的年金から特別徴収する額の決定方法

・今年度から新たに特別徴収されるかた

徴収方法	普通徴収（本人納付）			年金特別徴収（本徴収）		
納期・徴収月	第1期	第2期	10月	12月	翌年2月	
特別徴収税額	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の4分の1	年金分の税額の6分の1	年金分の税額の6分の1	年金分の税額の6分の1	

・前年度2月に特別徴収されているかた

徴収方法	年金特別徴収（仮徴収）			年金特別徴収（本徴収）		
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
特別徴収税額	前年度年金分税額の6分の1 ※	前年度年金分税額の6分の1	前年度年金分税額の6分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1	年金分の税額から仮徴収分を差し引いた3分の1

※平成28年10月からの改正点です。この改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであり、税負担が増減するものではありません。また、前年度中に税額変更があった場合、その時期により今年度分の仮徴収税額の変更が間に合わない場合があります。

課税の基となった所得金額および所得控除金額が表示されます。

○所得・控除の明細書

本人該当区分									
控除区分	特別障害	普通障害	ひとり親	寡婦	勤労学生				
扶養親族該当区分									
控除区分	配偶者	一般扶養	特定扶養	年少扶養	老人扶養		特別障害		普通障害
					同居者親等	計	同居	計	

所得		控除	
営業等・農業		雑損控除	
不動産		医療費控除	
利子		社会保険料	
配当		小規模企業共済	
(給与収入)		生命保険料	
給与所得(所得金額調整控除後)		地震保険料	
(公的年金等収入)		本人障害	
雑・譲渡・一時		扶養障害	
計		寡婦・ひとり親	
分離長期 特控前		勤労学生	
分離短期 特控前		扶養控除	
分離長期 特控後		配偶者控除	
分離短期 特控後		配偶者特別控除	
山林・株式・先物		基礎控除	
繰越損失		控除計	
合計所得			

扶養控除や本人該当などの人的控除の内訳が表示されます。該当がある場合、「*」または人数が入ります。

課税の根拠となった所得の種類と金額です。
①総合課税所得と②分離課税所得があります。
給与と公的年金等については、収入金額と所得金額の両方が表示されます。

所得控除の内訳です
控除金額等詳細は、税額通知書3ページ目の裏面をご覧ください。

◎公的年金等収入は雑所得に含まれます。

○公的年金等に係る雑所得の速算表

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超～2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円未満	A-60万円	A-50万円	A-40万円
	130万円以上 410万円未満	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円	A×95%-125.5万円
	1,000万円以上	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円
65歳以上	330万円未満	A-110万円	A-100万円	A-90万円
	330万円以上 410万円未満	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
	770万円以上 1,000万円未満	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円	A×95%-125.5万円
	1,000万円以上	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円

○給与所得の速算表

収入金額(A)	所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,069,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	※(A÷4,000)×2,400円+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	※(A÷4,000)×2,800円-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	※(A÷4,000)×3,200円-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A)×90%-1,100,000円
8,500,000円～	(A) - 1,950,000円

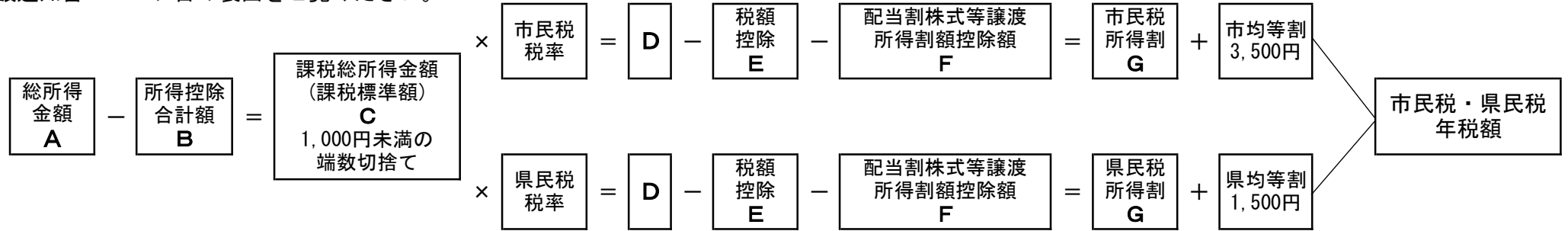
※()内は小数点以下切捨て

4 ページ目

市民税・県民税税額計算の流れ

※分離課税所得がある場合はこの限りではありません。

市民税・県民税の税率等詳細については
税額通知書3ページ目の裏面をご覧ください。



○課税明細書

①総所得金額	A	円	合計所得金額		円
②所得控除合計額	B	円	分離長期		円
課税総所得金額(①-②)	C	円	分離短期		円
			山林・株式・先物		円

	課税標準額	市民税	県民税
総所得	C		
分離長期			
分離短期			
山林・株式・先物			
税額控除前所得割	D		
調整控除			
住宅借入金等特別税額控除			
寄附金税額控除額			
税額控除	E		
配当割株式譲渡所得割額控除額			
所得割			
均等割			
合計			

年税額(A)		円
給与特別徴収税額(B)		円
公的年金特別徴収税額(C)		円
普通徴収税額(A)-(B)-(C)		円
所得割から控除しきれなくなった配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額		円

1年間の税額と内訳です

- ◎年税額
1年間の市民税・県民税の総額
- ◎給与特別徴収税額
年税額のうち、給与から天引きされる税額
- ◎公的年金特別徴収税額
年税額のうち、公的年金から天引きされる税額
- ◎普通徴収税額
年税額のうち、納付書または口座振替にて納付する税額

ふるさと納税分の寄付金控除金額はこちらに含まれます